

次世代育成支援対策推進法に基づき、越前信用金庫の行動計画を次のとおり策定致しました。

(次世代育成支援対策推進法に基づく)

越前信用金庫行動計画(第1回)

平成22年12月

すべての職員が仕事と家庭・子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる企業となるため、下記の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標 1	子の看護のための休暇制度の拡充と改定。
------	---------------------

〈対策〉 平成23年4月より子の看護休暇を拡充、改正する。
小学校就学までの子としているものを扶養する子に拡充する。
1年間につき5日間を限度に特別休暇(有給)に改定する。

目標 2	所定外労働の削減のための措置。
------	-----------------

〈対策〉 平成23年4月よりノー残業日を月2回から月4回に拡充する。
月4回の内、2回は全店統一、2回は各店による実施とする。